

令和8(2026)年度「いちご王国・栃木」海外向け魅力発信動画及びウェブコンテンツ制作 業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8(2026)年度「いちご王国・栃木」海外向け魅力発信動画及びウェブコンテンツ制作業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の背景と目的

栃木県では、いちご生産量日本一の「いちご王国・栃木」として県産いちごや県全体のブランド力向上に取り組んで来ており、県内及び首都圏では一定程度の認知が定着するとともに、関西圏においても徐々に認知度が向上するなど、「いちご王国・栃木」のブランド力の向上が図られてきている。また、県オリジナルいちご品種「とちあいか」の生産拡大に伴い県産いちごの輸出量が年々増加している。

そこで、更なる「いちご王国・栃木」のブランド力向上及び県産いちごの輸出拡大のため、県産いちごの輸出先においてデジタルマーケティングによるプロモーションを実施し、「いちご王国・栃木」の認知獲得と県産いちごの消費喚起を図るため、本業務においては、今後海外の様々な国・地域において「いちご王国・栃木」の魅力を訴求していくために必要な動画コンテンツ及び特集記事の制作を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月19日（金）

3 共通事項

(1) 「いちご王国・栃木」の訴求ポイント

- ・ 「いちご王国・栃木」のロゴマーク及びいちごのイメージに合ったピンク・赤・白を基調とした色調を用いること。
- ・ 上記を踏まえて「王国感」を演出すること。
- ・ 「いちご王国・栃木」総合サイト (<https://ichigoouoku.com/>) のイメージ（城のデザイン、キャラクター等）を活用すること。なお、同サイト内のデザインは甲から提供する。
- ・ 生産量、産出額及び食味（※）について日本一を獲得し、名実ともに「いちご王国」を確固たるものとしたことを訴求すること。

※ 日本野菜ソムリエ協会が主催する「第4回全国いちご選手権」で「まりちゃんちのいちご畑」（栃木県真岡市）の「とちあいか」が最高金賞を受賞したことによる。

(2) 本県オリジナル品種「とちあいか」の訴求ポイント

- ・ 「大粒で、酸味が少なく甘さが際立つ」、「しっかりとした食感で中はジューシー」、「果実の断面がハート型」であること
- ・ その他、県が訴求したいポイントについては、「いちご王国・栃木総合サイト」内の「とちあいかの部屋」 (<https://ichigoouoku.com/tochiaika/>) を参照とすること。

(3) 対象国・地域

本業務において制作するコンテンツの対象国・地域（以下「対象国」という。）は下記のとおりとする。

- ・ 本県産いちごの主な輸出先：台湾、タイ、香港
- ・ 今後販路開拓を進める輸出先：米国

(4) モバイル最適化

スマートフォン、タブレットから閲覧するターゲットを意識し制作すること。

4 業務内容

(1) 動画コンテンツの制作

「いちご王国・栃木」及び「とちあいか」の魅力を訴求する動画を、3に記載した内容を前提に下記の内容を踏まえて制作すること。

ア 仕様

- ・ 動画の形態及び本数
横型 30 秒動画 1 本以上
横型 15 秒動画 1 本以上
縦型 15 秒動画 2 本以上
- ・ 上記のそれぞれの動画について、対象国で使用される言語で制作すること。
- ・ 動画広告及び対象地域現地店舗店頭での放映に対応できる形式で制作すること。

イ 内容

- ・ 「県産いちごの品質やおいしさ」、「生産者のこだわり」、「消費者の購買意欲を喚起する内容」などの要素を含め、提案すること。
- ・ 対象国の文化や特徴を踏まえ、訴求力のある内容を提案すること。
- ・ 動画制作に必要な素材を撮影及び編集すること。また、撮影場所・生産者等については、甲と協議し決定すること。なお、撮影した動画素材は甲に納品すること。

ウ 活用方法

YouTube 栃木県公式チャンネル『15Tube～栃木県公式～(@TochigiPref)』にて配信するほか、県が別途実施する県産いちごの輸出拡大に向けた海外プロモーションで活用予定

(2) 特集記事の制作

「いちご王国・栃木」及び「とちあいか」の魅力を訴求する特集記事を、3に記載した内容を前提に下記の内容を踏まえて制作すること。

ア 仕様

- ・ 「いちご王国・栃木」総合サイト内に新規で作成すること。また、同サイト内における特集記事設置箇所については、同サイトが多言語化対応されていないことを踏まえ、提案すること。
- ・ 表示言語は対象国で使用される言語を基本とし、対象国において訴求効果の高い表示方法（英語、平仮名の活用等）を提案すること。
- ・ 制作に当たっては、「いちご王国・栃木」総合サイトの運用・保守管理業務の受託事業

者と連携を図るとともに、次年度以降、記事掲載内容（イに記載の販売店舗情報等）の軽微な更新ができる仕様とすること。

イ 内容

- ・ 対象国における県産いちご販売店舗情報を掲載することを含め、提案すること。なお、販売店舗情報は甲から提供する。
- ・ 記事制作に必要な素材を撮影及び編集すること。また、撮影場所・生産者等については、甲と協議し決定すること。なお、撮影した動画素材は甲に納品すること。

5 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 総括責任者の配置

- ・ 乙は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- ・ 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

(2) 業務及び結果等の管理

- ・ 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。
- ・ 各種アカウント、タグマネージャー等の取扱いについて、「(別紙) デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

(3) 権利等

- ・ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は、甲に帰属するよう整理すること。
- ・ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

- ・ 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・ 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- ・ 甲は、必要に応じ、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・ 見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」、を別立

てで計上すること。

- ・ 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合は、この限りでない。

6 提出物

委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 実施工程表
- ・ 総括責任者通知書
- ・ その他甲が必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書（A4判（紙及びPDFデータ））
- ・ 制作した動画、特集記事のデザイン、クリエイティブ及び本委託業務内で撮影した素材を収めたDVD-ROM等の電子媒体
- ・ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(3) 提出場所

栃木県農政部経済流通課農産物ブランド推進班

7 業務委託料の支払

委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

8 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が協議の上、定めることとする。
- ・ 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネー

ヤー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。